

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注					
		活動を行う職員の数 を算入しない場合	利用者の数 及び入所者の 他の会計者が 入所者の定 員を超えない 場合	医師、薬剤 師、登録職 員、介護員 の員数が基準 に満たない場 合	看護師が基 準に定められ ない看護職員 員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合	車輿のユニ ットをユニ ット毎に配 置していない 等ユニットケ アにおける制 度が未整備であ る場合	療養環境の 確保(廊下)を 満たさない場 合	療養環境の 確保(食事)を 満たさない場 合	夜勤を行う職 員の勤務多 少に異なる基 準の区分によ る加算	認知症行動 心理状態監 査対応加算	若年性認知 症利用費受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	a. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 578 単位)	-25単位	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$\times 90/100$	-25単位	-25単位						
		要支援2 ( 712 単位)												
	b. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 639 単位)												
		要支援2 ( 794 単位)												
	(II) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>											要支援1 ( 568 単位)	
													要支援2 ( 702 単位)	
b. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 627 単位)													
	要支援2 ( 782 単位)													
(III) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 552 単位)												
		要支援2 ( 686 単位)												
b. I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 611 単位)													
	要支援2 ( 766 単位)													
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 551 単位)	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$\times 90/100$	-25単位	-25単位						
		b. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 674 単位)											
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 535 単位)											
			要支援2 ( 658 単位)											
	b. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 596 単位)												
		要支援2 ( 740 単位)												
(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 524 単位)												
		要支援2 ( 647 単位)												
b. II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 585 単位)													
	要支援2 ( 729 単位)													
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>	a. I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$\times 90/100$	-25単位	-25単位						
		b. I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 652 単位)											
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療養 介護費(ⅱ) <従来型個室>	a. II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 500 単位)											
			要支援2 ( 617 単位)											
	b. II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 558 単位)												
		要支援2 ( 695 単位)												
(4) ユニット型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型 I型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(ⅰ) <ユニット型 個室>	a. ユニット型 I型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 660 単位)	$\times 90/100$	$\times 90/100$	$\times 97/100$								
		b. ユニット型 I型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 ( 818 単位)											
	(二) ユニット型 I型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(ⅱ) <ユニット型 個室>	a. ユニット型 I型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 650 単位)											
			要支援2 ( 808 単位)											
	b. ユニット型 I型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 650 単位)												
		要支援2 ( 808 単位)												
(5) ユニット型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型 II型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(ⅰ) <ユニット型 個室>	要支援1 ( 674 単位)	$\times 90/100$	$\times 90/100$	$\times 97/100$									
		要支援2 ( 821 単位)												
	(二) ユニット型 II型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(ⅱ) <ユニット型 個室の多床室>	a. ユニット型 II型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>											要支援1 ( 674 単位)	
													要支援2 ( 821 単位)	
	b. ユニット型 II型介護医療院介護予防短 期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 618 単位)												
		要支援2 ( 767 単位)												
(6) ユニット型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型 I型特別介 護医療院介 護予防短期 入所療養介 護費(ⅰ) <ユニット型 個室>	a. ユニット型 I型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 618 単位)	$\times 90/100$	$\times 90/100$	$\times 97/100$								
		b. ユニット型 I型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 ( 767 単位)											
	(二) ユニット 型II型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療養 介護費(ⅱ) <ユニット型 個室>	a. ユニット型 II型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 618 単位)											
			要支援2 ( 767 単位)											
	b. ユニット型 II型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 643 単位)												
		要支援2 ( 781 単位)												
(三) ユニット 型II型特別 介護医療院 介護予防短 期入所療養 介護費(ⅱ) <ユニット型 個室の多床室>	a. ユニット型 II型特別介護医療院介護予 防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位)												
		要支援2 ( 781 単位)												
(7) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) ロ 特定治療	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
		(11) サービス提供体制 強化加算											(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
		(12) 介護職員処遇改善加算											(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した 単位数の合計
													(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
													(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)														
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)														
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)													

「緊急時治療管理」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給後課管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等補加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。